

新宿区公共施設等総合管理計画等検討会 第1回検討会 資料

1. 新宿区施設白書(令和8年3月)の概要

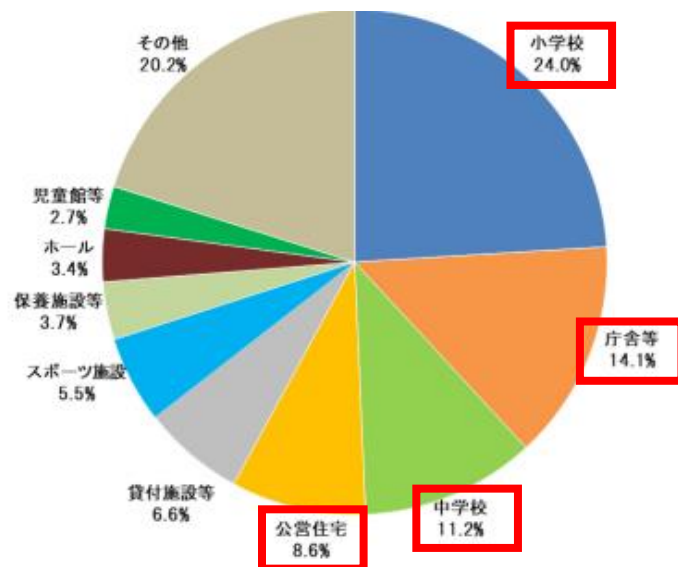
1. 新宿区施設白書(令和8年3月)の概要

公共施設関連データ

延床面積

- 本区には、合計295施設、延床面積634,639㎡の区有施設が設置されています。
- 延床面積の割合の大きい順にみると、学校(小・中学校及び特別支援学校)35.7%、庁舎等14.1%、公営住宅8.6%となっています。

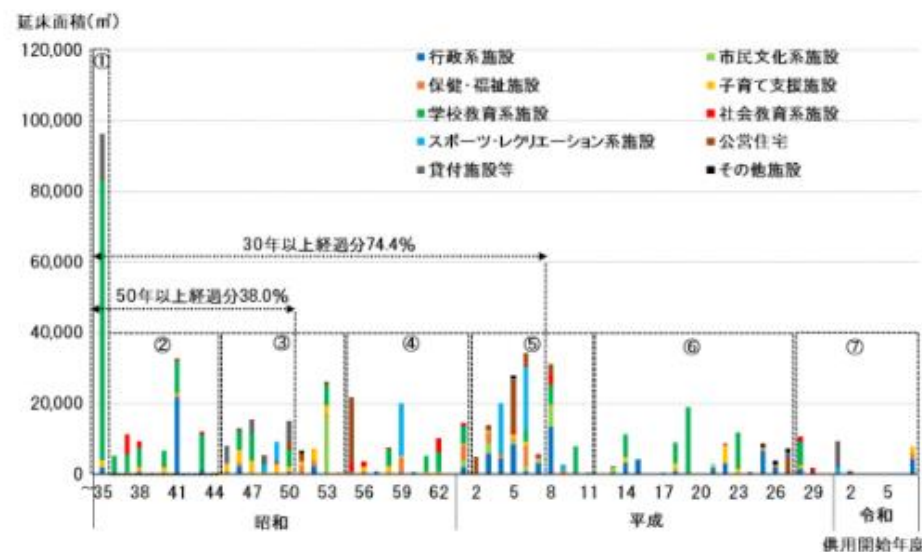
施設類型別延床面積の割合



老朽化の状況

- 区有施設の築年別整備状況を延床面積ベースでみると、**建築後50年以上経過施設は、38.0%**、大規模改修を迎える**30年以上の施設は74.4%**となっています。

区有施設整備の経緯



〔年区分〕①昭和35年以前、②昭和36-44年、③昭和45-54年、④昭和55-平成元年、⑤平成2-11年、⑥平成12-27年、⑦平成28年以降

出所：新宿区施設白書（概要版）令和8年3月

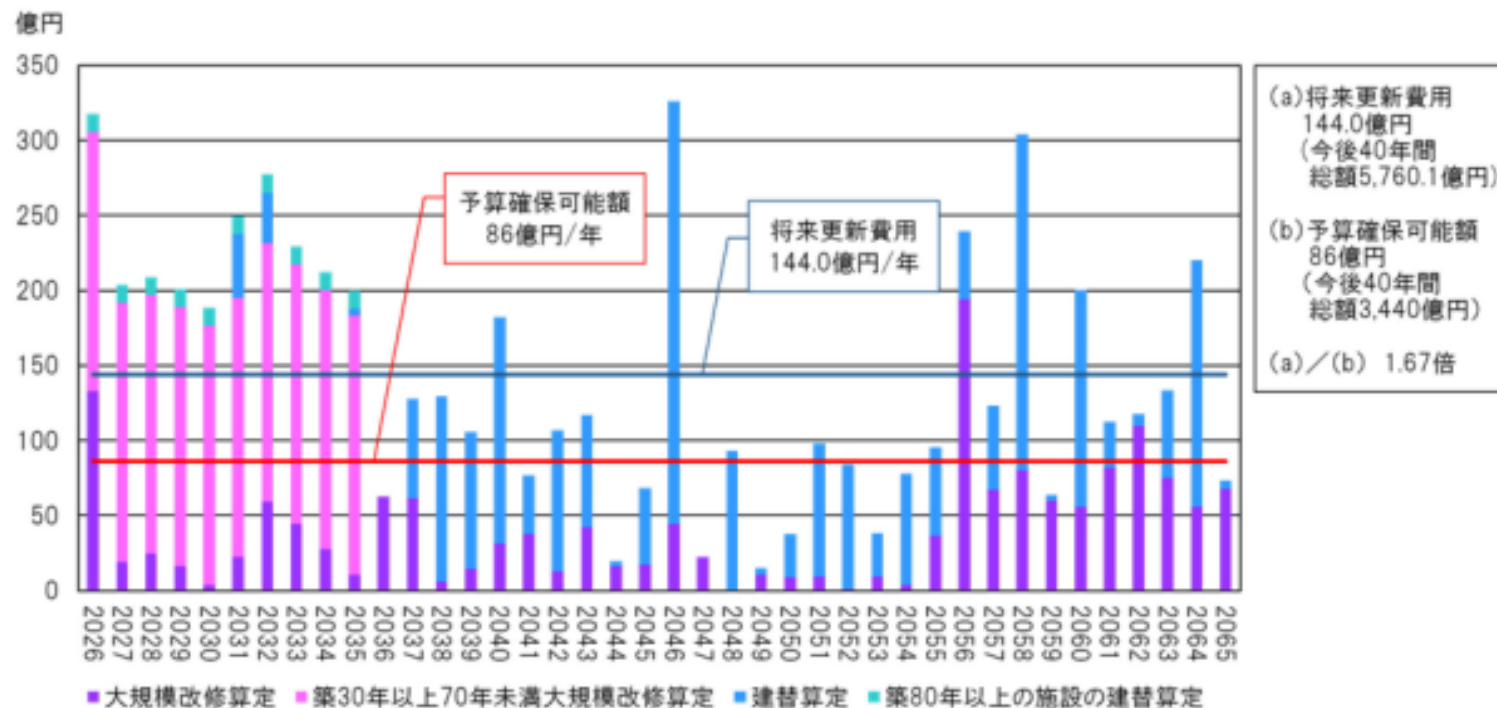
1. 新宿区施設白書(令和8年3月)の概要

公共施設関連データ

将来更新費用の試算等

- 各施設の維持管理や運営等に係る年間費用は、令和6年度決算ベースで271億円、標準財政規模に対して26.6%となっています。
- また、区有施設の将来更新費用に係る試算の結果、今後40年間の更新費用の総額は5,760.1億円であり、平均すると、1年度当たり**144.0億円／年**となっています。
- これに対し、予算確保可能額は86.0億円／年であるため、1年度当たりおよそ**58.0億円が不足**することになります。

区有施設の将来更新費用試算結果



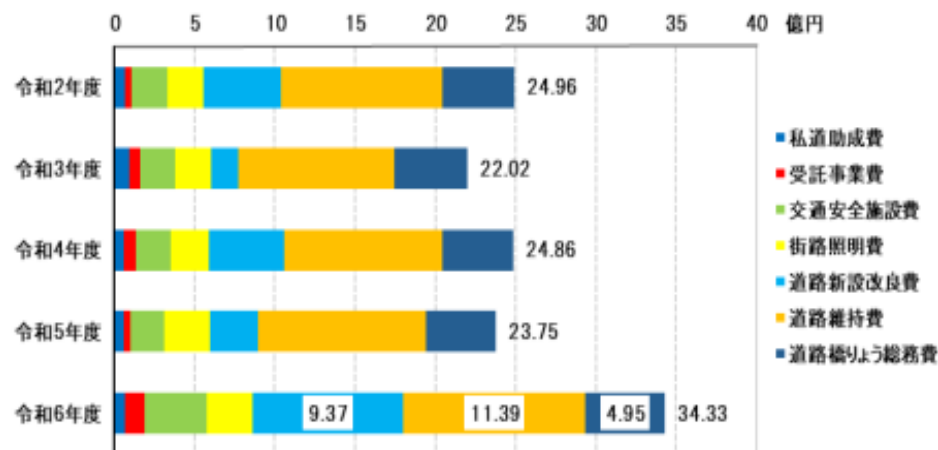
1. 新宿区施設白書(令和8年3月)の概要

土木インフラ関連データ

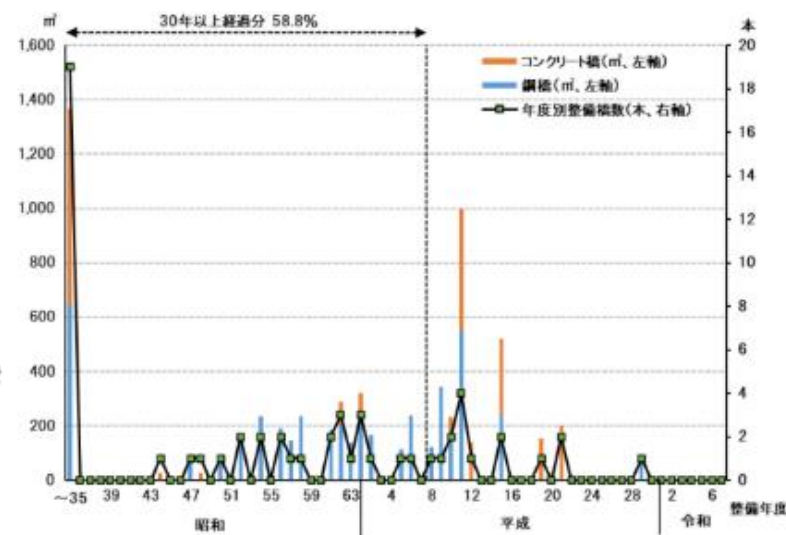
道路・橋りょう

- 区内の道路(国道及び都道を含む)は道路延長 351.4km、道路面積 329万㎡で、このうち、区の管理する区道は道路延長296.2km(全体の約 84%)、道路面積181万㎡(全体の約55%)です。
- 区内の橋りょう(国及び都が管理する橋りょうを含む)は橋数96橋、延長4,844m、面積66,961㎡で、このうち、区の管理する橋りょうは橋数58橋(全体の約 60%)、延長989m(全体の約20%)、面積6,742㎡(全体の約10%)です。
- 整備後30年以上経過した橋りょうの割合は、整備面積ベースで58.8%です。
- 令和6年度の道路のトータルコスト(区道に要した費用)は橋りょう部分もあわせて34.33億円です。

道路のトータルコスト



橋りょうの年度別整備面積



出所：新宿区施設白書（第3章）令和8年3月

【参考】施設白書(平成28年3月)からの主な面積増加内容

施設名	整備年度	増加面積	備考
弁天町コーポラス	平成27年度	4,391㎡	
愛日小学校	平成28年度	6,670㎡	
下落合図書館	平成28年度	1,091㎡	
西部工事事務所・ 西部公園事務所	平成28年度	1,422㎡	
漱石山房記念館	平成29年度	1,276㎡	
四谷駅前地区公益棟 (四谷スポーツスクエア含む)	令和元年度	9,504㎡	
牛込保健センター等複合施設	令和7年度	3,258㎡	旧施設 4,687㎡ 新施設 7,945㎡
その他		2,207㎡	早稲田南町保育園(分園)974㎡、 福祉部上落合二丁目事務所199㎡ 高齢者いきいの家清風園▲1,265㎡など
合計		29,819㎡	

※区では計画策定後も区民ニーズ等に的確に対応するため施設整備を行っている。

2. 新宿区公共施設等総合管理計画の概要

2. 新宿区公共施設等総合管理計画の概要

基本理念

次世代に負担を残さず、誰もが安全に、快適に利用できる公共サービスの提供と施設の管理を実現する
～「安全な施設利用の確保」、「公共サービスの質の維持・向上」、「財政の健全性」を同時に達成する～

基本方針

1 「施設」から「サービス」へ発想を切り替える

- 民間への移管、民間施設への利用補助
- 統廃合・共用化
- 複合化・多機能化
- 配置の適正化
- 国や都等の施設との役割分担

により、区民にとって必要な機能や公共サービスの確保を実現します。

2 効果的・効率的な施設・インフラ管理

- 民間活力の活用、省エネルギー化、受益者負担の適正化などにより、最少のコストで最大の効果をあげる工夫を進めます。

3 必要な施設・インフラ等の適正維持

- 日常的な点検、計画的な修繕、耐震化などにより、施設の安全性確保や快適な利用環境の維持、施設の長寿命化を図ります。

4 計画の実現に向けてPDCAサイクルを実行する

- 個別施設ごとの計画を策定・評価・見直ししながら、全庁的な体制で進行管理を行うとともに、積極的な情報公開により区民の理解と協力を得られるよう努め、計画を推進します。

到達目標

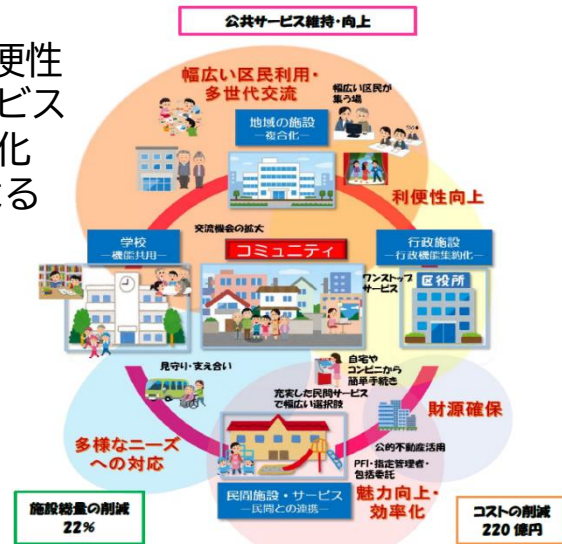
1 施設総量の削減

将来40年間で見込まれる公共施設の更新費用の財源不足額約523億円を解消するため、以下の目標を定めます。

- 基本理念・基本方針に基づく取組を推進することによるトータルコストの削減・平準化(220億円)
- 区有施設の統廃合や複合化などの取組による延床面積の削減(22%(135,202㎡)削減)

2 公共サービスの維持・向上

- 地域拠点の充実
- 区民にとって利便性の高い行政サービス
- 民間との連携強化
- コミュニティによる見守り・支え合いの支援



2. 新宿区公共施設等総合管理計画の概要

個別施設計画

個別施設計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)により策定が求められており、区においては原則として「公共施設等総合管理計画」に基づき施設の長寿命化の実施方針を定めている計画です。区における個別施設計画(9計画)は以下のとおりです。

計画名	対象施設
新宿区行政系施設等個別施設計画	庁舎等、防災関係施設、地域センター、福祉施設、子育て支援施設、保養施設、貸付施設等
新宿区生涯学習施設個別施設計画	生涯学習館、区民ギャラリー
新宿区スポーツ施設個別施設計画	スポーツ施設
新宿区博物館・記念館個別施設計画	博物館、記念館
新宿区公営住宅等長寿命化計画	所有型の区営住宅、特定住宅、事業住宅
新宿区橋りょう長寿命化修繕計画	区が管理する道路橋
新宿区公園施設長寿命化計画	区が管理する都市公園
新宿区立学校施設個別施設計画	小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園
新宿区図書館個別施設計画	中央図書館、地域図書館

3. 新宿区公共施設等総合管理計画の改定

3. 新宿区公共施設等総合管理計画の改定

1 計画改定の方向性について

公共施設等総合管理計画で掲げる基本理念や基本方針を継承し、時代の変化や施設の状況を踏まえて、以下のような視点を踏まえ計画を改定します。

(1) これまでの取組内容を踏まえた基本方針等の更新

計画期間の取組内容や区の現状を整理し、専門的知見を踏まえた分析を踏まえて、

- 現在の計画の基本方針や取組を適切に見直す。
- 基本方針等の見直しに合わせて、現在掲げている到達目標についても適切に見直す。

(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた対応

物価や人件費、工事費の高騰など、大きく変化している社会経済情勢に適切に対応するため、以下の内容等について検討を行い、その結果を計画に反映する。

- 「施設総量の適正化」
- 「計画的な基金積立」
- 「積極的かつ効果的な財産活用」
- 「受益者負担の適正化」 など

(3) その他

- 令和5年度改定の国指針を踏まえ、「脱炭素化の推進方針」、「地方公会計(固定資産台帳等)の活用」について、計画に反映する。
- フロントヤード改革などの自治体サービスのDX化や、テレワーク等の社会全体の働き方の変化を踏まえ、区民と職員両方の視点から、今後の施設に求められる姿を整理し、必要に応じて計画に反映する。

3. 新宿区公共施設等総合管理計画の改定

2. 公共施設等総合管理計画改定のイメージ

Phase1

現計画評価(R8. 4～12)

- ・総合管理計画の基本方針に関する取組整理(調査実施)
- ・検討会での意見等を踏まえて整理する。

Phase2

計画改定素案のたたき台作成
(R8. 12～R9. 2)

- ・現計画の評価結果を踏まえ、計画改定の骨子となる記載項目や方向性を整理し、素案のたたき台を作成する。

Phase4

計画改定案作成
(R9. 6～11)

- ・改定素案について、地域説明やパブリック・コメントを実施、区民意見を踏まえ、検討会で検討し、改定案を決定する。

Phase3

計画改定素案作成
(R9. 2～6)

- ・素案のたたき台について、検討会で検討し、計画改定素案を作成する。

計
画
改
定

※ 個別施設計画については、総合管理計画の改定の進捗に合わせ内容を精査し、令和9年2月までに改定の基本的な考え方を整理する。その後、各計画所管課が進捗管理等を行いながら、総合管理計画の改定に合わせて決定します。

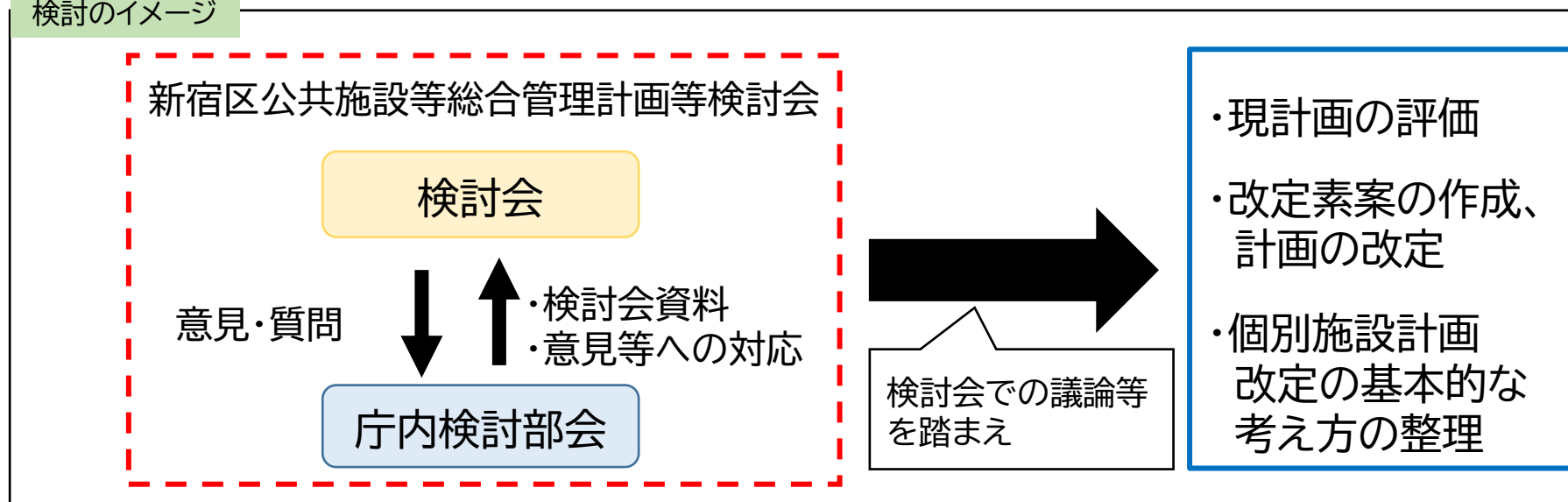
3. 新宿区公共施設等総合管理計画の改定

3. 検討体制について

公共施設等総合管理計画や個別施設計画の改定に向けて、現計画の評価や改定素案などの各テーマについて、外部有識者からの専門的知見に基づく意見等を踏まえて検討を行う「新宿区公共施設等総合管理計画等検討会」を設置します。

また、検討会に提示する資料の確認・検討、検討会での検討内容や意見・質問を踏まえた対応案の検討などを行うため「庁内検討部会」の立ち上げも想定しています。

検討のイメージ



- 第1回(7月17日) 区の現状、現計画の説明、計画改定に向けた意見交換
- 第2回(9月3日) 現計画の実績に対する分析(意見交換等)
- 第3回(12月7日) 現計画の実績に対する分析の確認(評価)、総合管理計画改定素案たたき台(案)の説明、個別施設計画改定の基本的な考え方(案)の説明、施設利用者アンケートの結果報告
- 第4回(2月15日) 総合管理計画改定素案たたき台の説明、個別施設計画改定の基本的な考え方の報告
- 第5回(6月頃) 総合管理計画改定素案(案)の説明
- 第6回(10月頃) 総合管理計画改定(案)、個別施設計画(案)説明、区民意見聴取の結果報告